

形式的不法残留の容認及び出国ビザ手続き省略による出国容認等

令和2年3月30日

- 当地首相府は、3月28日付の公式サイトにおいて、キルギス国内に滞在する外国籍者及び無国籍者に対し、ビザを所持しない者、ビザなし滞在制度の期限が切れた者、滞在登録期限の切れた者であっても、5月1日までの間キルギスに滞在可能であり、また出国ビザの手続きを省略してキルギスから出国することも可能であると発表しました。
- 日本人は、60日以下の滞在であれば当地ビザが不要とされているところ、今回の決定により、滞在期間60日を超えて形式的に不法残留となっても、5月1日までは問題ないことが明らかになりました。
- 他方、当地から日本へ出国するルートは事実上陸路・空路ともに閉鎖（※1）されており、今後も注意が必要です。今回の措置により、キルギス国内での滞中に困難が生じる場合、末尾当館連絡先までご連絡ください。

【※1】

ロシア政府は、3月27日0時00分以降、ロシア国民の本国帰還及びロシア政府の個別決定に基づく便以外の全ての国際線停止を決定。アエロフロート航空は、現在ロシア国籍者のみ利用可能としている。

【問い合わせ先】

在キルギス日本国大使館

所在地：ビシュケク市ラザコヴァ通り16番地

16, Razzakov Str., Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

電話番号：(0312) 300050 / 300051 FAX：300052

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>